

「準中型免許」が新設されます！

お知らせ
お願い

平成 29 年 3 月 12 日道路交通法改正（準中型免許の新設）により、運転免許区分が改正されます。改正に伴い、下記のように普通免許で運転できる車両総重量や最大積載量も改正されます。例年 1 月～3 月は、高校生・大学生で自動車学校が混み合う期間です。さらに今シーズンは法改正前に普通免許の取得を目指す方で、さらに混み合う事が予想されます。これから入校される方や在籍中の方は、出来る限りお早めに免許を取得されますようお願い申し上げます。

普通免許を取得される方は 日程にご注意ください！

普通一種免許にて **教習中の方** **卒業された方** **これから入校される方** は
免許取得が **3 月 12 日** を過ぎると免許区分が変わります。

平成 29 年 3 月 改正スケジュール

(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
3 月 10 日までに 運転免許試験場 で 適性試験・学科試験に 合格 すると 車両総重量 5 トン未満まで運転できる 普通一種免許					試験場 休み	試験場 休み 区分改正	3 月 12 日以降に 運転免許試験場 で 適性試験・学科試験に 合格 すると 車両総重量 3.5 トン未満までしか運転できない 普通一種免許				

平成 29 年 3 月 12 日以降の免許区分

区分	普通 <small>平成 29 年 3 月 12 日以降に 普通一種を取得した方</small>	準中型 5トン限定 <small>平成 19 年 6 月 2 日～ 平成 29 年 3 月 11 日までに 普通一種を取得した方</small>	準中型 <small>平成 29 年 3 月 12 日に 新設されます</small>	中型 8トン限定 <small>平成 19 年 6 月 1 日以前に 普通一種を取得した方</small>	中型	大型	
制限	車両総重量	3.5トン未満	5トン未満	7.5トン未満	8トン未満	11トン未満	11トン以上
	最大積載量	2トン未満	3トン未満	4.5トン未満	5トン未満	6.5トン未満	6.5トン以上
	乗車定員	10 人以下	10 人以下	10 人以下	10 人以下	29 人以下	30 人以上
条件	取得年齢	18 歳以上	—	18 歳以上	—	20 歳以上	21 歳以上
	運転経験	—	—	—	—	通算 2 年以上	通算 3 年以上

※「〇〇未満」の場合、その数字は含まれません。「〇〇以上」の場合、その数字は含まれます。(例:3.5トン未満=3.5トンは含まれません。11トン以上=11トンは含まれます。)

法改正後、普通免許では、2t車が運転できなくなる！

一般的に呼ばれる「2tトラック」は最大積載量が 2t 未満で、車両総重量が 3.5 t 以上の車両が多く、法改正後の普通免許では運転できない場合があります。ご自分の運転免許で運転できる車両か乗車前に車検証で確認しましょう！



免許証をいつも笑顔に。

ドライビング・スクールかいなん

毎週土曜日、原付講習好評受付中!!

受付時間 月～土 9:00～20:00 / 日・祝 9:00～17:00

☎ 0120-88-1516

教習時間 8:00～20:50 シーズンにより変動します。

インターネットからのお申込みOK!



ドライビング・スクールかいなん